

第1回加古川市教育振興基本計画検討委員会 開催の概要について

1 日 時 令和6年6月25日(火) 15時から16時55分まで

2 設置目的

教育基本法に基づく教育振興基本計画(第4期「かがわ教育ビジョン」)を新たに策定するにあたり、策定内容に専門的かつ総合的な見地からの意見を反映させるため、加古川市教育振興基本計画検討委員会を設置するもの。

3 策定方針等

(1)計画の位置付け

教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、国及び兵庫県の教育振興基本計画を参酌しつつ、本市の「加古川市総合計画」の教育に関する分野や、その他関連する計画の内容を踏まえた、教育の振興を図るために定める基本的な計画である。

(2)策定の方向性

基本的な枠組みや骨格となる「基本理念」「具体的な人間像」「基本的方向」は、第3期計画の内容を継承する。(必要に応じ、並びや表現の修正などを検討。)

基本的方向に沿った「重点目標」やその「具体的な方針」は、加古川市の教育を取り巻く環境の変化、国県の第4期計画、市の第3期計画の総括等を踏まえつつ、整理・見直しを図る。

4 委員からの主な意見

- ・ 児童生徒間のトラブルなどで学校の負担を減らすためには、「家庭の教育力の向上」は欠かせないと考えるため、次期計画でも独立した項目として残していくべきと考える。
- ・ 「特別な支援や配慮を要する子どもへの支援」についても、複雑多様化するニーズに対応していけるよう独立した項目として残していくべきと考える。
- ・ 学校と地域が連携した取組を通じて、子どもたちが安心して“主体的”な力を発揮できる環境を整える必要がある。
- ・ 小中学校の教職員の働き方をしっかり見直していく必要がある。学校教育は学校にお任せではなく、親が子どもと一緒に学べるような教育ビジョンを策定したい。
- ・ コロナ禍を経て、保護者が学校行事や PTA 活動に参加することのハードルが高くなってしまっているように思う。これからは新たな形で学校と保護者の関係が近づき良い連携が生み出されることに期待している。
- ・ コロナ禍を経験した児童生徒は、今後学力や生活面で“ハサミ状格差”が生じることを懸念している。
- ・ 教育現場におけるジェンダーギャップの解消も重要である。
- ・ 教育は小中学校で終わらずその先もずっと続いていくものであるため、保護者として子どもたちの幸せのために学校と地域が連携しなければならない。
- ・ いじめの防止・対策についてしっかりと考える必要がある。
- ・ 学校現場が、コロナ禍での習慣(マスクや黙食)から脱却できておらず、日常生活とギャップを感じる場面がある。
- ・ 幼稚園教諭が、子どもたちが小学校でどのようなことを学ぶのかということを踏まえたうえで、幼児教育を行うことでより実り多いものとなる。